

祝詞略解

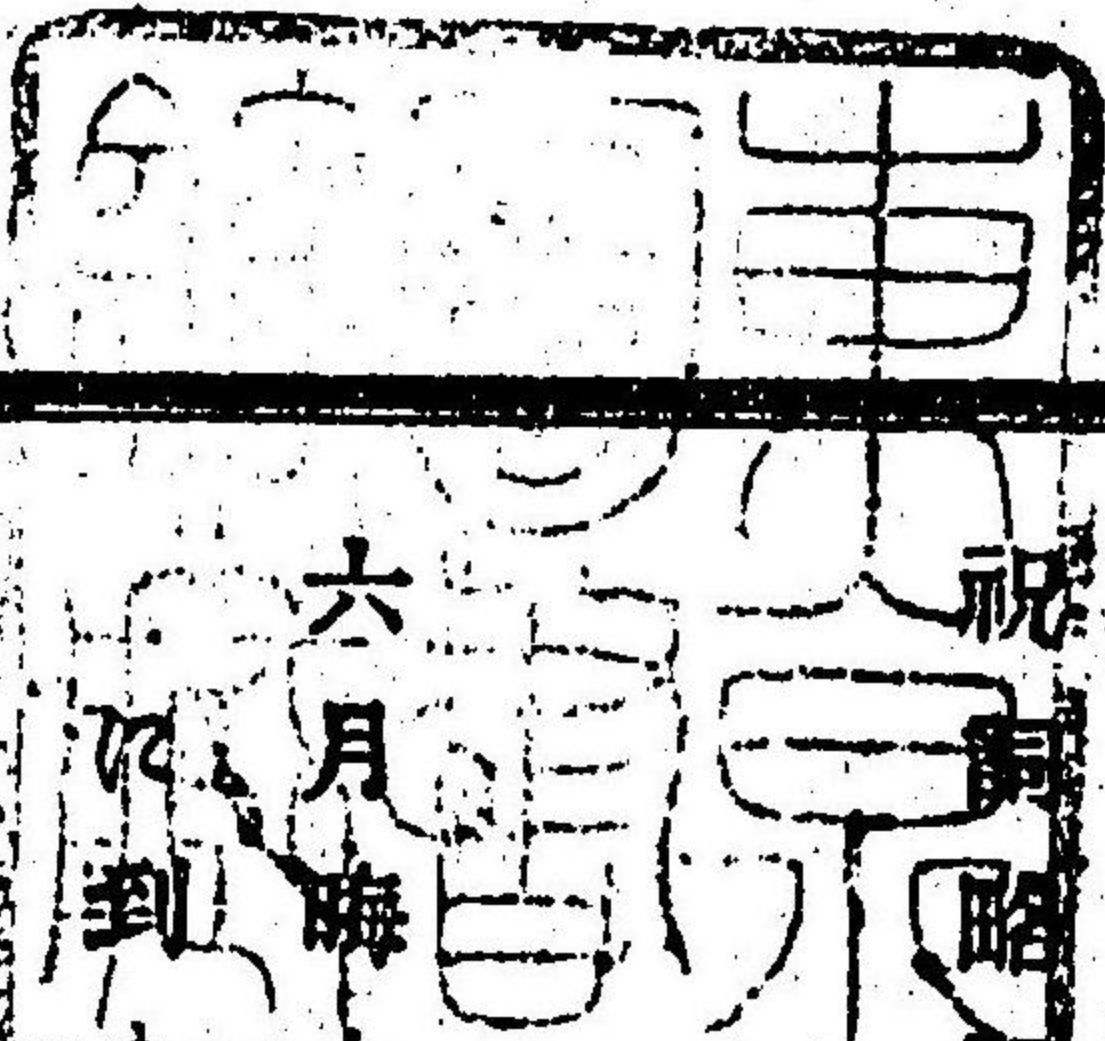
特35  
793

東 京 圖 書 館	
新 門	四 八 函
一 部	五 架
類	號

祝詞略解四之卷

久保季茲 編輯

吉岡德明 校訂



六月晦大祓 考云祓ちふ事ハ古事記ハ伊邪那岐命の黄泉

に到まして穢れ給へるを清め給むとて筑紫國の橘の

小門よして大御身に著まゑ、物をぬぎ捨玉ふをいふ穢

を拂ひやらふ由あり次に海潮ハ浸て大御身を滌ぎ玉ふ

是を身滌といふ身の穢をあらひそ、由あり此二を祓

みそぎの本ある又須佐之男命惡事轉あるよりて贖物

をせめ出させ奉りて祓つ物として逐ひ玉へり上の御自

物を捨たまひ他より貴て物を出さするも事の意ひとし

ければ此二大御神の御ささを合せて祓とそぎ乃法とし

て人の代も行へりその伊邪那伎命の祓身滌をしまして遂に貴き大御神のちを生さまひ須佐之男命は贖物を  
出し御身を逐はれまして後ぞ清き神御心と成さまひつ  
此御わざの大なる功あることを知るべしかゝれば右の  
三つの事を行ふ由あるを後よと中の祓一つを云てその  
事を知らざるのと仍て紀よも式にも祓とのみ書つ○上  
代よ大祓の事の見ゆるハ古事記の仲哀天皇條よ天皇既  
崩訖爾驚懼而坐殯官更取國之大奴佐而種々求生剝逆剝  
阿離溝理尿戸上通婚下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類爲  
國之大祓而とありかゝれば此事神代よ傳はりて檀原宮  
よ初國知悉、御代よも絶えき行とせられけむを上代の  
書よ右の古事記の外よと漏て後よ天武天皇の紀よ到て

五年八月詔曰四方爲解除用物則國別國造輸祓柱馬一疋  
布一常以外郡司各刀一口鹿皮一張鏹一口每戸麻一條此は  
今年早異星疾なとによりぬまと同紀十年七月六日よ令天下悉大解除  
同紀朱鳥元年七月よもありさて持統天皇紀よまべて見  
えぬと漏れしならむ文武天皇の御代の紀よと臨時大祓  
と有し大寶元年よ至て六月十二月の晦日の大祓の事令  
條よ舉られたり如此定例とまも成にを思へば早くよ  
りこの二度の晦日の大祓も有しかされと天武天皇の御  
代始にも此六月十二月晦の事の見えぬを思へば是ハ大  
寶元年の御定とぞ云べき此後の紀よと定例故に略さて  
記されぬあり他事も命に出た大寶二年十二月晦日の紀  
に廢大祓但東西文部解除如常とあり是と此月太上天皇



食さむ成出むかどある武てふ詞よて悟るべし○後釋云  
祓の中は殊は大祓と云ふ名を古書ともは此事の出たる  
例をもて考るは一人の祓は非を廣く諸入の祓ある故は  
大とは云かり云々さて古語拾遺神武天皇の段は令天兒  
屋命之孫天種子命解除天罪國罪事とあれば考は云れは  
る如く彼大御代にも此事ありとかり○今按に此は天孫  
降臨まをくして高千穗宮よて大嘗聞食し時の御禊は始  
り神武天皇橿原宮に初國知食し時其御代の事をも加へ  
て白く其後の御代と成ても少おづ、言加へたるものか  
る事講義よ云ると然ることかり猶大祓の儀を後釋執中  
抄講義等を見て知るべしさて天書神武天皇元年の下は  
六月命天種子命定祓之辭詞矣とあり此書を信難き事も

あれど大倭日高見國云々とある詞は依るは誠は此を古  
き傳ありしよぞあらむ

○後々釋云朝廷よて此大祓のよさを六月十二月の晦に  
おもせらるゝ由と一年は一度よてを罪穢を清むること  
の少ければ二度物せらるゝからに一年を二は分ちて正  
月より六月までよ積る罪咎を六月の晦は祓ひ清めらる  
ゝおとよて十二月の晦かるも同し事かり○執中抄云祓  
所は集へる人々は宣説て聞おむる義ありされば下は命  
をる教令よして神は申は祝辭はを非を○今按は史傳に  
も如此云はれて然る事おれど神は申すも非事はを非ぬ  
由講義は辨せり予が考を別は云べし

比禮挂伴男 考云領巾を女の掛る物かり古へを女のよべ

て掛たりし事紀にも万葉にも見えされと爰て手襦掛る  
伴男と對へ其外は宮中に仕るべきある人ともを云れば  
大御食に仕る采女を専ら指るあり

手襦掛伴男 考云襦を掛て仕奉るは忌部などもあれども

こゝに大御食造り仕奉る膳部を指すと見ゆ○後釋云大

殿祭祝詞に皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴

緒襦懸伴緒平云々とあり爰も此は同ト

靴負伴男劔佩伴男 後釋云後世の六衛府の類の武官を云

ありさてこゝに四の伴長を擧るると多くの中にて少か

摘出て云ふ古文の例にて是は諸の伴長をこめたり次文

にて知るべし○今按は講義は比禮挂伴男を采女にて天

鈿女命手襦挂伴男膳部にて天日鷲命靴負伴男劔佩伴

男は天押日命天津久米命にて攝原官にては大件氏物部  
氏ある事など詳に云り文多ければ今は略て大意の擧  
ぐ

件男乃八十件男平始也 後釋云八十件とて百官をさへ云

あり後世の文格をもて思へばこゝに件男といふ事餘り

て聞ゆれども凡てかくさまは言を重ねいふぞ古文のあ

やありける乎始且とて上に云る如く件男の部の長をい

ふ稱ある故に其部々の長々を始めとして其下々までと

いふあり此詞にては長あることを知るべし

官々爾仕奉留人等 考云官省寮司の下にある諸部の者と

も迄を云○後釋云官々を即ち上の八十件あり仕奉る人

と其長々の下は屬て仕奉る官人ともあり

過犯家牟雜々罪乎 後釋云過とて殊更に心もてあすよと  
 あらで覺えぬ犯すをいふ凡て罪とある事を知りながら  
 殊更に心もて犯す事さうぢまかせてとあるまじき事を  
 れバかたらかよたゞ過といへるは面白きことあり犯と  
 は慎みてとまじきことを慎まぬ等閑に大らかにするを  
 云ておほかすあり大はおほよその意ありされば假字も  
 於あるべし雜々の罪即ち天津罪國津罪の種々あり○今  
 按に字鏡に憎憎也乎加志云々とあれば於の假字にあ  
 らせ然ればおほかすの意とは爲し難し言意の考ふ  
 べし

今年六月晦之大祓 考云つごもりの日ハ月隱ツキカクレの日ちふ  
 言よて月立の日よ對ふ言あり此をつごもりついたち杯

いふを常詞なり雅言よつごもりの日つきたちの日と  
 いふべきなり○後々釋云晦日と無ければたゞつごもり  
 の大祓と訓べし云々今年六月晦日夕日之降とある所を  
 必きつごもりのひと訓べき事よてとは大祓の日よいふ  
 なれば晦の今日といふ意なりさる故に日字あるなり  
 始のよと無きをもつごもりの日とを訓むまじき事  
 知られたり

祓給比清給事乎 講義云此祓はハヲへと訓べし朝廷より  
 百官人に令祓とまふ所あればあり○今按に祓を考ふに  
 はらそへを約めさるかれハヲへと云べくハヲヒと云  
 ては下へ續かぬと云ひ後釋よはハヲヒは自らさるよ云  
 ひハヲへは令祓よて人にせしむるを云とてハヲヒと訓

れたりされど或人も云る如く書どもハ。ラ。ヒと云ことは無くしてハ。ラ。ヘとのとあればハ。ラ。ヘと訓むを是とせべし

諸聞食止宣 後釋云諸とは上は舉云る比禮挂伴男云々官官は仕奉る人等をすべて指すかりさて大祓詞は此次高天原爾といふよりを始て是迄の二段は祓の詞は非せ百官の大祓の時別は加へてまづ初は宣る詞あり此二段はさゞ官々の事をのこ云て天下四方國をといふ詞をければ別は百官の大祓の時の詞あること著しかく此二段の内は天皇朝廷爾と云より一段は文殊に古くいとくめでたしこれ上代は百官の大祓の時加へて宣りし詞あるべしされば此段の文の古きを以て百官の大

祓も上代よりありけむ事を知るべきあり但し今年六月晦之と云ふ言の後は二季の大祓の定まりたりし時加へたるあるべしさて又集侍親王云々諸聞食止宣とある初の一段も其時加へたる詞あるべしをもく此段と初の段とはさゞ文詞の異なるのとよみて官々ををへ舉たるは同ト事なりかく同トさまの事の重りて其文のいたく異なるハ此段を上代よりの詞をそのまゝ用ひ初の段は又後加へたる物あるが故かりさて高天原爾と云より下の祓詞は諸國の大祓の祝詞あるを朝廷百官の大祓も兼用ひられたるものかり○講義云親王諸王諸臣百官人の号の出來て其時加へられたるあるべし然る號の改りては其後號をのみ用らるべきは然かれば



美しき古文の世に廢れむ事を厭て重復るまゝに用る馴  
れ來れるなるべし。○是まで二段と宣命あり次ある高天  
原爾以下は祝詞あり此宣命と祝詞とを合せて百官に宣  
聞の事ハ神祇令に中臣宣祝詞とある義解に以告神祝詞  
宣聞百官とあるが如し  
八百萬神等 記傳云數多き至極を云へり  
神集々賜比 後釋云都度比と都度閉を自他の差にて都度  
比は自ら集ふかり古事記に都度比と注したるは八百萬  
神みづから集へるを云とあるかれハかり都度閉ハ令集  
の約りにて他を集はまむるかりこハ詔命を以てつと  
はまむるをいへハ都度閉なり  
我皇御孫命 波 後釋云我は皇神たちの我かり。○今按に講

義に我大君かといふ我は同トとあれど予は猶後釋の  
説に従ふべくおほゆ

事依 後釋云字の如く事を寄にかり言ハあらせ

如此依 志奉 志國中 爾 後釋云この祝詞の中は國中と云る

一二あり一ハ俗言に國中と云ふ意にてこハそれかり

久奴知と訓べし今一ハ四方之國中とあるそと四方の國  
の中央の意あり其事ハそこよ云べし

荒振神等 考云荒ハ伊知速びて惡き神たちをいふ振ハ其  
ありさまをいふ辭かり

神間 志爾云々 後釋云神掃云々の荒振神ハ係り神間云々

そむねと大穴持神ハ係れり然れば云々神乎波神間 志爾

間 志荒振神 乎波神掃 爾掃といふべき事あるとたゞ荒振

神等とのみあるも大穴持神も荒び玉へる如聞えていか  
があれども語を省きてかくも云べきよや○考云右の事  
どもとそべて神代紀は經津主神武甕槌神を天降し給ひ  
て大名持命は問せ玉へる天神の御言は高皇產靈尊欲  
降<sub>ニ</sub>皇孫<sub>ヲ</sub>君臨<sub>ス</sub>此地<sub>ニ</sub>故<sub>レ</sub>先遣<sub>ハシ</sub>我<sub>ニ</sub>二神<sub>ヲ</sub>驅除<sub>ス</sub>平定<sub>ス</sub>汝意如何當須避  
不<sub>ト</sub>ある是かりかくて大名持神言代主神さち此國を天  
孫は避奉り玉ひあかば天下の荒ぶる惡神を悉く拂平け  
て右の二神天に歸言申を奉れり

天之磐座放考云天よおとしまを高御座を離ちてあり磐  
を固くおて常なるは取る○後釋云御孫命の御自らの御  
上よりいふ時は放そハナレ天降そアマクダリと訓べし  
こゝの下は依志奉支とありて皇祖神の詔命をもて天降

らおむる方より云かれは放そハナレ天降そアマクダリ  
と訓べし然れば放もハナレと訓べきが如くあれども天  
之八重雲平云々を皇御孫命の御上を直にいふ語かれは  
それと同トく放をもハナレと訓む方穩かるべしさて天  
降と云よて皇祖神の詔命もて然せしめ玉ふよかるか  
り○今按よ後釋よのかく云れたれど猶ハナレと訓むべ  
き由講義よは云ひ又正訓も然訓れされば之よ由りてあ  
るべきあり

伊頭乃千別云々後釋云伊頭は稜威あり○後々釋云漢書  
は稜威愴乎鄰國注は神靈之威曰稜とありこゝを皇御孫  
命の天降り玉ふは供奉の神等あまよ有て御勢の嚴めし  
き様を云るあり千別を書紀は書れざる如く道を排きて

行くかり

四方之國中登 考云これよりと神武天皇このかゝの御代を申せり下の條々も然り○後釋云四方乃國中と天下四方の國の中央カあり○此と神武天皇よりの御事あれば即ち其大御代より云からへる詞あるべし  
大倭日高見國 考云大倭の今の和國よて古の天皇の御代々々此國を宮所とと玉へる事を云あり○後釋云日高見國とと山遠くして平かよ廣き地を云あり山の近き所よての山と空の日との間近く見えて日を見ること低きを打晴て廣き地の山カの遠き故よ山と空の日との間遠くして日の高く見ゆるものあればあり大和國の中央と廣く平ある地なるをもてかく云へり

下津磐根爾

今按よ是より安國止平けく所知食武といふ迄の文と祈年祭の下よ云れば今注せむ此外も前よ出る詞とも凡て再びのいとされば全篇を見わるとして心得べきあり

國中爾成出武云々

考云古事記よ伊邪那美命人艸一日絞

殺千頭とのさまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百産屋と宣へり之よ依て世人を死ぬるより生るゝが多ければ益人といふといへりさて此人と此國の人を云ふれどその本天神の生たまふ由かれは天之とは見云なり○後釋云天下四方の國々の内よ生るゝ萬民を云なり○執中抄云或云神代よと天死かとも無て生れと人悉くかがらへ居やうくよ其數の益す故よ人を益人と云る也と云り

此説の如し神代のみからき上古の大槪かくの如くして夫婦二口の家いつか子出来て三口四口も成り其子まゝ妻とひとして子出来つゝ戸を分つまゝ一年月をへて人數益すあり○今按し益人といふ由を考の説よて聞えされど執中抄の趣も面白ければ引出つ

過犯家牟 後釋云諸の罪條の中はのおのづからある穢又おのづからある災などもあるそを過犯とは云べからざるよ似されどもこゝを然委しく事を分けて云べき所は是非れば姑く過犯せる罪は付ても云べく又おのづからある穢災なども其身こそ過犯たるよのあらね他よりいへばそれも同トく過犯せるあり○上は所知食武云々成出武云々と云る武を後をかける辭あるよこゝを

家牟と云るケムを過去と事をいふ詞あればかの武と相叶そぬが如くあれど然らば必きかくあるべき語あり其故の先をべての後の御代々々までを掛て云るあれば武と云べし其中は此罪を過犯を其間大祓の時々は當りて其時よ過犯をたる罪を云ければ將來をかけて云ふ中あがらぬ是を必き家武と云べき理あり但しけるたるかどの云をせしてケムと疑ふ凡てのゆくさを豫めいふ中あればあり

雑々罪事波 後釋云雑々を種々よて即次ある天津罪國津罪を先づ一よ合せて云あり

天津罪止 考云この七の罪を須佐之男命の犯玉ひと罪あるをもて今國人の犯せるも其罪の類を天津罪とい

ふ○後釋云止と登天といふ意ありこゝに常と云ひあら  
へる由をもていふ故と止天と云ありと云てと云とむが  
如し○講義云天津罪との經營の業を害ふを以て罪とし  
國津罪と身體の上を過つを以て罪とせる所として此二  
を並べたる中と天津罪の方と國津罪より今一層重き  
ものとして天津神の殊と惡ませ玉ふ所ありける云々  
畔放 考云阿と田と田との間の塚とし又水を貯ふる料を  
るを取放ちて界をみたり水をも湛へおめぬあり  
溝埋 考云溝と遠く水を引て田とかけむ料あるを埋めて  
水を引べき由無らおむる也  
樋放 後釋云この樋と溝にまれ池とまれ構へて常と板  
もて塞きて水を貯とへ置て其水を田と引用ふべき時と

かの板乃せきをば放つ事あるは水の用おき時と放ち漏  
おて田の水を溢れしめ且用ある時のたぐいへを失いお  
むるあり

頻蒔 後釋云おさし重かる意とて一度蒔置る上へ又重  
ねて蒔くを云あり

串刺 考云串を多く隠し刺て下立難からおむるあり田の  
中と穢串おと多くあるは下り立ては必き足を害ふ事を  
り今もかしおの田と穢串ありとて田人の心をれと猶  
あやまりて惱めるが多し○今按し講義と口決築疏おと  
し刺串て争ふ由と云るを採れり此と古語拾遺の説とも  
合ひて古きが如くおれとおは信ひ難し考の説と依るべ  
くおほゆ

生剝逆剝 考云生剝と生かから其皮を剝ぐあり逆剝も同  
ト事あるを重ね云るハ文の勢あり生剝の逆剝と心得れ  
ハ疑あらト○古事記ハ穿其服屋之頂逆剝天斑駒剝而所  
墮入とある是かり○後釋云逆剝とハ凡て獸の皮を剝ぐ  
ハ尻の方より逆さまハ頭の方へ剝もて行く故ハ云あり  
○講義云拾遺ハ逆剝生駒とある如く生てある駒の皮を  
逆さまハ剝かから其任ハ生せ置て苦むるを云あり  
尿戸 考云古事記ハ於聞食大嘗殿尿麻理散と云り○後釋  
云戸と借字あり久曾閉と訓べハ閉と閉理の理を省ける  
音ありかくさまの理を省く例多ハ日並知と申す御名を  
ハかめと申すが如くさて尿へりといハ古事記ハ尿麻理  
とあると同一事ハて尿をさるを云ふ和名抄ハ痢久曾比

理乃夜万比まら放屁倍比流とある比理と閉理と通音ハ  
て同音あり云々

許々太久乃罪平 後釋云許々太久といふ事をあきたくこ  
さばくこゝたくかど様々ハ云るを万葉ハ字と多く幾許  
と書り物の數の多かるを計らむして大凡ハいふ言あり  
こハ許々太久の罪と云と大祓の時ハ求むるハ右の類  
の罪どもを万民の犯したるが多くあるをいふあり天罪  
の條目の猶外ハも多くと云ハとあらむさてこハ委と  
くいとハ許々太久乃罪出むそれをハ天津罪と宣別けて  
といふ意あるを出武といふ言をば爰ハ省けるあり國  
津罪の所ハ出武とあるハ准へて心得べし  
法別氣豆 後釋云法と借字にて宣別あり大祓の時ハ民と

もの犯たる罪どもを求めて多く出さる中よ右の類の  
罪どもを別してこれくを天津罪といひて分るを  
いふ

國津罪止八 考云下つ國人の犯せるを別け云のみ○後釋  
云天津罪を分けいふよ付てそれよ對へて其外の罪ども  
を國津罪と云あり止八は天津罪の方よ止とのみ云て  
爰よいかく云るさまづ天津罪を宣別けてさて國津罪と  
云と某々といふあり

生膚斷死膚斷 後釋云この生ける人よもあれ死屍よもあ  
れ其膚よ疵をつくる穢を以て罪とせるあり人の身を傷  
ふ惡行の方を以て罪とせるよもあらせ云々斷を切るを  
いふ今世よ聊よても疵つくる事を手を切る足を切るを

といふ是かり必しも切斷の事よあらせ

白人胡久美 後釋云和名抄よ白癩人面及身頸皮肉色變白  
云々之良波太とある物の類その外世よ白子といふ物を  
どの類を云ふべし胡久美の同書よ瘰寄肉也瘰肉和名阿  
万之々一云古久美とある是かり阿万之々を贅肉あり又  
その次よ舉さる附贅懸疣かとも同ト類ありかくて此類  
の汚き物ある故よ穢を以て罪とせるあり云々祓物を出  
るて祓へばその穢の清まる也○今按よ龜相記といふも  
のよ白人白禿白癩古久美瘰腫之類といへり

己母犯罪己子犯罪 後釋云古事記仲哀天皇大祓の所よ上  
通下通婚とある是かりさてたゞ母と子と云せして二  
ともよ己がと云ふと次の母與子犯罪云々の母子といふ同

トからざるおとを顯へせるあり○此の五の犯とも皆  
慎みて爲まトささざるを慎まき大よそよざるかれハ  
固より犯れと云べきあり常ニ婦人ニ交ことを云と意  
はへ異あり

母與子犯罪 後釋云まづ一人の女ニ娶て又其女の前ニ他  
人ニ嫁て産たる女子のあるをも後ニ犯せあり母と其  
女子ニ對へていひ子と其母ニ對へて云るよて己が母  
己が子ニ非せ上條ニ己と云るよて是と己がにあら  
ざる事あらハあり

子與母犯罪 後釋云上あるを先母ニ娶へると犯ニ非せ  
て後ニ其子をも連ねて斬くるが犯ありこハ先づ子ニ  
娶へるは犯ニ非せして後ニその母も斬くるが犯あり

されば此二條ハ先後のたがひのこあれば合せて母與子  
犯罪とのこ一いひてもあるべきをかく分けて云ると古  
文のあやまて母と子とを下と上とニ置換するのこよて  
其事の二ニ能分れて聞ゆると後世人の及ばざる文あり  
心をつくべし

畜犯罪 考云古事記ニ馬婚牛婚鶏婚犬婚とあるをこ  
ハよち略さていへる歟○後釋云畜ニ氣母能と訓べし云  
々氣母能ハ飼物の加比を約めて伎あるを氣といへるか  
り伎と氣とを殊ニ親とて常ニ通ふ音あり毛物の意ニ  
はあらト六畜ハ人の家ニ飼ひおく物かれハ飼物とい  
ふあり

昆虫乃災 後釋云昆虫と波布牟志と訓む雄略天皇の御歌



にも波布牟志母とあり蟲と這ふ物ある故にまべて蟲を  
然云かり鳥を飛鳥といふは同ト云々さて此より三條を  
災を以て罪と見るかりさて此蟲の災の事を書紀神代卷  
に昆蟲の災異を禁厭といふ事見え大殿祭詞にも波府虫  
乃災無久と見え十種神寶の中は蛇比禮蜂比禮あとのあ  
るもそれを拂そむ料かり上代よと民の住處野山は雜り  
てかりそめある構へかりしかば蟲の害多かりとあるべ  
し

高津神乃災 後釋云高とて空を云ふは高くといふは  
非きさて高津神とて雷を云ふるべし又世俗は天狗とい  
ふ物も取らるゝかとも高津神の災と云べし虚空を飛び  
ありく物あれば也○講義云禍津神の災と云義あるべし

御門祭詞は四方四角 與里荒備疎備來牟天乃禍津日止云  
神云々道饗祭詞は根國底國 與里荒備疎備來物云々と見  
えて根國底國より出来る由あるが右の二詞ともは自上  
往者云々自下行者云々とありて空虚よりも地下よりも  
往來する事あるがその天翔る方の多きは付て高津神と  
と云ふるべしかくて道饗祭詞は物と云ふその物を万葉  
に鬼と作るがその鬼は此高津神かり故に後釋は云々高  
津神の中は雷あるもあり天狗あるも種々あるべきを  
後釋は其一端を云ふるもの也○今按は龜相記は霹  
靂神也と注せりこそ後釋の説は符合れどそれのこは  
限らト又神遺方に母能々解の條は高神の氣あり獸氣と  
相並べたり然れば今いもゆる狐憑の類まは憑物かとい

ふ類をも云るゝや

高津鳥乃災 後釋云空飛ぶ鳥といふ意にて、鳥の事を  
りさて此災を大殿祭詞に天乃血垂飛鳥乃災無久とある  
即是にて血垂を上代人の家の家根の竈處の上の煙を出  
し所の名ありさればその上を飛渡る諸鳥の毒かどある  
糞まゝさらでも毒物かど昨來て竈の上へ落し事かど有  
て其毒はあたる類これ高津鳥の災あり○講義云怪鳥の  
家邊に群り來て妖をかゝ類を云あり鶯鷲かどの小兒を  
掬と去る杯の云も更かり凡て人家に不祥を導く惡鳥か  
と世に多き物あり其等の災即ち高津鳥の災あり云々○  
今按に龜相記に飛鳥怪也といへり講義の説を證すべし  
まゝ彼漢籍にも見えたる姑獲鳥鬼車鳥鴟鵂の類ある

妖鳥の殃かとも是あり

畜仆志

後釋云畜かどの死せるを多布流といふ斃殮を

どの字を書けり多布志を令斃にて殺すを云さて是を其  
罪の名目と云るかれは世に人を殺さるもの人を殺し  
といふ類は体言に訓べしこの如何あるとさよかきたか  
からねと思ふは上代人家を養へる牛馬かどを忽ち斃  
れまむる術かど有て行ひし事ぞありけむその其主を恨  
み憤る事かどありて仇かふまじさあり○今按に講義に  
牛馬を殺して邪神を淫祀ことの有けるあるべしと云れ  
ど後釋の方穩かるべし

蠱物爲罪 後釋云字鏡に蠱万自物とありまどかひ物の意

にて人を呪咀クソコトふとして構ふるにさかり云々蠱物の罪と云

とせしめて是の爲といふ言を加て云る故また、蠱物の罪とのみよて人よまよものせられたるも災よて罪あるよ紛ふが故かりさて畜仆志と是と一類よして此二の上なる姦の類とて罪のさま異なる故よ中間よ災の類の罪を隔て、爰よの舉るなり○今按よ龜相記よ厭魍、咒咀と註せり

許々太久乃罪出武

後釋云この罪の條目の多きを云よの

あらむ大祓の時國民どもの犯らるるが多く出むといふなり出武との古事記よ種々求とある如く大祓を行われむとして先づ國人どもの犯らるる罪を探り求むるまよに多くの罪どもの顯われ出來らむと云なり今の俗語よ吟味されハ出て來るといふ心はへなり○今按よ罪と云

そ悪行のみならむ汚穢まよ災異などをいふこと委しく後釋よ見えたり又その穢を罪とせると災よまれ病よまれ清々よき身清々よき心よ受ること無く諸の姦も清く正なき人のなま所よ非也畜仆志などの悪行もその身心ともよ穢るよあらざれば行ひ難き事なり然れば祓と其罪の元因よ付て行ふ事なるが故よ其發端なる汚穢を以て主とせざる由講義よ云へれど文長ければ今を引出せ又この事ハ前よ云べかり志を漏れよれハこよ記せり

天津宮事以互

後釋云天津宮事と高天原なる天照大御

神の朝廷よして行せ玉ふ儀式よ倣ひてその如く行ひ玉ふ事をいふ云々天津管曾天津祝詞などあるもかゝる

種々の物も天津宮にて用ひらるゝ物も准らへ依る由なり

大中臣 考云天兒屋命より始めて神事を掌る官をいふこと  
れ神と君との中を取りて宜しく申請ふ由なり大中臣と  
云ふは先づ天皇の大御事よかゝるをばさべて大某とい  
ふ例よて云々神祇官よて直し神と君との御中を奏請が  
故よ大中臣といふ云なり此中臣の職天兒屋命の子孫古く  
より傳へ來て遂よ中臣氏と成ぬされど此詞なる大中臣  
の神事よ預る職よ就て云のみ

天津金木 考云天津といふ其もと天津神事なれば崇めて云  
り次々よこの類多し金木の金を借字よて握之木也つか  
なきは若木の大きさからて手よ取るばかりなるをいふ且

それが本末を切たるを集めて中を結ひて物の置座とそ  
るなりさて金木を若木なりと云ふ齋明天皇紀よ兵盡前  
役以格戦これ若木を棒とせしなり孝徳天皇の御歌よ可  
郡紀都該阿我柯賦古麻とよませ給へる是なり小木を馬  
の足よ結付て絆とせるを云○後釋云文選東方朔が文よ  
以筵撞鐘とありて注よ筵小木枝也と云りさて考よつか  
なきのつを略きてかな木といふと云れさるゝ本末違へ  
り齋明紀よ格を都加奈紀とよめると握加奈伎と云こと  
よて手よ取持て戦ひなどせる今世の棒なり云々加那伎  
と細木のをべての名なるを其中よ手よ取持つかかな木を  
握かな木の意よてつかかな木と云なり

本打切末打斷氏 考云その若木の本末を切捨て中らのよ

さほどを物の置座よるを文よかく云り○後釋云切も  
斷も同事あるを言を替ていふの文なりさて此、次よ置座  
よ造ること云を云をての言足らぬ如くなれども造ると云  
きしてさゞよ置座置座爾云々と云續けさるの古文のさ  
まなり

千座置座爾 考云置座を右の金本なり木工寮式の八座置  
四座置の條よ以木爲之長者二尺四寸短者一尺二寸各以  
八枚爲束名稱八座置長短各以四枚爲束名稱四座置とあ  
るを其頃を割木を用るさるか上代よ櫛木を用るさり  
を故よかな木とい云りされど此式よ依て上代の置座の  
形を知るべきなり○後釋云置座を人々の出さる祓物  
を取集めて居置く臺なり千座の置座の數の多きをいふ

木工寮式よ記されたるの後の事よてさゞ其形ばかりを  
残せる物なるべし○講義云次なる八針爾取辟豆の下よ  
も拂ふことを云いので足らぬを省けると同例なり○  
千座を置座の上よ載置く祓柱ハシの名なるを知るべきなり  
四座置八座置はその置物を四座八座並ぶることをいへ  
れば四も八も千も數名なり然らば如何なるを一座とい  
ふといふ時を古事記よ取國之大奴佐とある奴佐よて天  
武天皇紀よ五年八月詔曰四方爲大解除用物云々且毎戸  
麻一條とあるそれよて此を荒世和世の代あり然れば四  
座八座千座を四人前八人前千人前かと云さむが如くと  
ぞおほえたる然るを罪の多き者かとにその數を多く  
負はることなる故よ神代紀よ科千座置戸之解除古事記

一負千位置戸などの記されたるなり

置足波志且

考云置足

波志

と、其贖物をいと多く置く由

なり神代紀科之以千座置戸遂促徴矣使拔髮以贖其罪

亦曰拔其手足爪贖之已而逐降焉とある是なり後世

罪の重き輕き依て被柱を出さる上被中被下被な

と云て其贖物の數多少あり委しくの格式見ゆ後

釋云置足波志と置滿るを云さて被物と云はされば置

何物をおくか聞え難を思ふ人あるべけれと上は

許々太久乃罪出武とあるよて各々其被物を出し事ハ云

でも聞えさればおのづから其被物を置くこと聞ゆる

と古文なり

天津管曾乎

考云管ハ笠ハをる管も同ト是を被ハ用ると

を萬葉ハ木綿手次可比奈爾懸而在天佐々羅能小野之七

相管手取持而久堅之天川原爾出立而深身而麻之乎ま

其佐保川爾石爾生管根取而志努布艸解除而益乎まと神

樂歌ハ奈加止美乃古須氣乎佐紀波良比伊能利志古登波

かとありおの割たる管を手ハ取持て塵かどを掃ふが如

きとざを古はせとありけり後釋云曾ハ佐乎の約よて

緒かる物を何ハまれ云ふ名かり其佐を真ハ通ひて真緒

の意かりさて麻をもと云て某麻とかくハ麻を主と緒

ハ用る物よて即をとも云ハ同ト是よて曾を佐乎かる事

を曉るべし○今按ハ此管の事古書ハ見えせとて考ハ論

それ後釋ハ管曾を取持つ事ハ既く止てかかりある

べしと見え講義ハ舊式を管かりつらむを麻を易用られ

たらむも知可からせと云ひ執中抄に此の祓物にあらせ  
其身の穢を清むる爲に大中臣の自から造りて持てるか  
りとあり孰も臆測あるに似されと龜相記に天上用管今  
用麻とあるに依るに講義の説に從ふべくおほゆ  
本刈斷末刈切豆 考云金木と言ふ對へて云り○執中抄云  
これも本末をハ捨て中のよき所を取て八針にとり裂く  
あり

八針爾取割豆 考云八ち彌つにて管を細かに割くを云ふ  
そと針にて割く物ある故に八針とといふ刀を用るもの  
をいく刀に切ると云ふ同ト○今按に後釋に針を借字に  
て管の葉を數條に割く由からむとて考の説を取られぬ  
と橘守部の山彦艸子に猶考の説當れりと云るまことと

然るべくおほゆればそれ依てあるべし○後釋云此、次  
に此管を取持つ事を云ふべきに略けるに例の古文にて  
上の金木を置座に造る事を省けると同ト

天津祝詞 乃太祝詞事平宣禮 後釋云天津を天津金木天津

菅曾かどの例の如し太とめでさきを美稱いふ詞あり太  
占太玉串かど皆その意あり多布斗といふ言ももと太に  
多をそへさるゝて同意あり故萬葉歌にめでさきことを  
たふとしとよめる多とさてこゝに云る太祝詞事に即ち  
大祓に中臣の宣る此詞を指るあり宣禮と云ふに仰れる  
言かれどもこゝに仰るゝに非せ然れども必せかく云  
べき語の運びあり○今按にこの天津祝詞 乃太祝詞事平  
宣禮とある文に就て古くより種々の説あるを何れも

信ひ難し予が考を別とあれども別と云ひむと思へば  
こゝの記さき後々釋は後釋の説を非として此宣禮と  
あると日入刺奴禮かといふ例とを異ある由を云ると然  
る事かれと禮を利の誤とせるも既は講義は辨へたる如  
く甚しき僻言あり

天之磐門 後釋云天、磐門とさゞ天津神のまじまじ殿の御  
門あり磐と云ふと上文ある天、磐座の類にて堅固さ由の  
祝言あり

所聞食 武 後々釋云高尚つらく考ふるは天津神を天、磐  
門を披き立出給ひて八重雲隔たる遠き道を道別は道別  
て大祓を其ことりの高山の末は天降坐て聞食さむと  
云ふ意あるべしざるを云々の所は天降坐てと云ひざる

と次は國津神と高山之末短山之末爾上坐 且と云て天津  
神の固り其處は天降坐てある事を云とて知らせたる古  
文の巧あり國津神の高山の末は上り給ふは天津神の天  
降り坐てあるからし其處は集ひ玉ひておの大祓の祝詞  
を諸共は聞食を入れむとてなるべし然れば高山の末云  
々と天津神は附する事あるを國津神の方は云ひて始は  
は漏えて同詞の重からぬやうは云おしたるも妙かりと  
も妙かり天津神の高山の末は天降とまふは天より近き  
は便りよければあるべし然るからし必き國津神の其高  
山の末は昇りまして諸共は此祝詞を聞とまひて力を合  
せて世中の罪穢を拂ひ清め玉ふべき事ありかし○今按  
は此説頗る異様かれども實は天之八重雲を道別かとい



ふこと聞食はのこよの少といかゞ聞え又國津神の殊  
更に高山短山に登り坐はと云ふも如何かれは先づ此説  
に從ふべくおほゆ講義にも此説をば引かざれども似  
る説見えて天津祝詞を聞え上る時と天神地祇の先諾ひ  
さまひさて祓戸神に達し玉ひ祓戸神等と其天神地祇の  
聞食はに從ひて罪穢を祓へ清め玉ふ事とかむおほえさ  
るとあり

高山乃末短山乃末 後釋云高き所よて物をよく聞ゆる  
が故あり又高山とのこよても足れるを短山とも云るの  
古語の文あり下かるも同ト○講義云こと高山の云も更  
かり短山に至る迄もといふ意味あり○今按に短山を考  
は於騰山と訓れさるも後釋に辨へられさる如く宜志か

らむ後釋に字のまゝにミシカ山と訓れさるも卑をミシ  
カと訓る例あれば然る事ながら平田翁の正訓はヒキヤ  
マと訓れさるを當て覺ゆるその式は短女塚をヒキヤツ  
キと訓める例もあり長きキヤカは對へての短をヒキといふべ  
き理おればかりと平田翁の云れたる由鏡胤翁云れさり  
○かくて後には伴信友氏の中臣祓要解を見れば是と同説  
見えさり

伊穂理 考云伊穂理を雲霧をいふ○後釋云俗言は煙かと  
乃いぶると云と同トくて凡て物のおほろよして明なら  
ざるをいふ言かりいふかおほろかとも伊煩伊夫於煩  
皆通音よて本同言かり万葉は多くおほろおほろいふせし  
いふかおほろいふ言は鬱とも鬱悒とも書けりこゝを雲

霧などの立隔りて鬱々さをいふあり  
所聞食武 後々釋云國津神の高山の末は上りまは故は上  
に云るが如し後釋は高さ所にてその物の能く聞ゆる故か  
りと云れざるは信られぬ國津神の能聞給むとあらば  
被所は集ひてこそ聞玉とめ何の故はか高山の峯は上り  
玉ふべき然のよからぬ高さ所を物のよく見ゆる事とあ  
れとも能聞ゆる事なからして高山之伊穗理を極分て聞  
る召さむと天津神國津神もろともあれとも國津神の方  
にのよ云ること高山の末は上坐はと云ると同ト意はへ  
よて天津神をば云へてこめざる古文の巧とあり  
如此所聞食 豆波 後釋云氏波は而有者の意よて波は濁音  
あり下あるも皆同ト此詞万葉に多くして濁音の婆字を

書たり然るを後世にハ氏婆といふ事を聞かれぬ故よと  
か婆を清て而者と一つは混トさり波を清む時を而者の  
意濁る時ハ而有者の意よて差別ある詞ぞかし  
罪止云布罪波不在止 後釋云罪といふ罪の限りの罪と一  
も残らぬ悉くといふ意あり不在止ハ皆消失て残あらト  
あり  
科戸之風 考云紀は曰我所生之國唯有朝霧而蕪滿之哉乃  
吹撥之氣化爲神号曰級長戸邊神亦曰級長津彦命是風神  
也といふをもて後ハなかの風とは云り○講義云科ハ  
息長あること風神祭詞ハ云るが如しさて此詞ハ續ける  
を以て思ふに神名の志那都比古神まは級長戸邊命の都  
も戸も共ハ處の義あるべくおほえさり云々此ハ科戸と

云るをそ級長處あるがその級長處を何處を指て云から  
むと年頃思ひ度りつるは漸し思ひ得さりさて級長戸の  
風のと云れば風の名はあらき風と成べき氣を級長と云  
ひ其迫りて動き進むをかむ風と云るあるべき云々科  
戸とさゞ空虚を云からき氣の往來する脈を云るがそれ  
より風を起し動もし天地は亘る所の謂あるものあり云  
々○今按し原文猶いと長きを今の思ふ由ありて凡て省  
けり又龜相記は谷風とあれと信がさし  
天之八重雲乎云々 後々釋云八重雲とて幾重にも重れる  
雲を云りその重れるを放れくまかるやうは風の吹放  
てはおのづから消行くもの故は吹放事之如久と云る  
かり雲をは放つといひ霧を拂ふと替けていへるも詞

のあやかり

朝之御霧夕之御霧 考云御と眞は同トくて或はほめ或は  
ものを強くいふ辭ともありぬこゝを深き霧の由よて強  
く云かり

大津邊 居 後釋云大津邊は大つのべと訓もあしからね  
ど猶おほつべとよむべし居と泊り居るを云

船解放云々 後釋云泊り居るとはどの船艦を繋ぎ置ると  
を解放つかり押放の押を放ち出はかり

大海原 今按しこを正訓はオホワタノハラと訓れたるも  
さる事かれど猶後釋は依りてオホウナバラと訓むかゝ  
穩し聞ゆ

彼方之繁木本 平 後釋云彼方も俗言はあかといふ事を

り凡てをちこちのあちこちといふ事よてもと彼是の意  
かるを遠近とも書くと末ありさてこゝは彼方之といへ  
るまゝ打見渡をたる所を云ひてあかるといふことか  
り

燒錄乃敏錄 考云燒錄とい焼て刃をかひ故といふ万葉  
夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏の利をいふ砥はあら  
せ○執中抄云科戸之風より打拂事之如久まても罪を祓  
ひやるの譬あり○後釋云こゝはかくの如く大方同トさ  
まある譬を四、まで重ねて舉たる事ハ祓はよりて罪穢の  
除き清まる事の速は残りかき事を慥は顯はさむ爲は返  
返を云るよや○後々釋云古文はハ一云ひてもよき事を  
一對づゝ二、いひてあやかし其心を深くせざる事ありそハ

續紀の詔は汝等清 支明 支正 支直 支心 以 且 とあるを見て  
も知べし清心もちてと計り云て理を聞えざる事あるを  
清き明き正き直きと一對づゝ二、云へり爰あるも雲霧を  
風の吹掃ふ事と船を海は押出し木本を録もて打掃ふ事  
とを一對づゝ二、云るよて全く同ト事ぞかし○今按は  
講義はこの四の譬を天津宮事以 且 云々とある其事を行  
へる徴驗を釋をさる物ありとて委しき説あれど今の舉  
げせ

遺罪 波 不在 止 中臣祓要解云上に罪と云ひ罪 爾 と云ると  
言重れとかくいふも古語の一格あり又上はハ罪 止 云罪  
波 といひ爰はハ遺罪 波 と云る上あるを神等の聞食納受  
るゝよよりて失るを云ひこゝあるハ遺かくある譬より

いふ故は遺罪波といふあり

祓給 比清給事平

後釋云この事を諸人の犯とせる罪事を

指して云かりと、軽く添て云ふ事にあらざ是を罪事

と見されば不の大海原 爾持出奈武まゝ可々吞氏武かど

云るは叶とせ〇講義云朝廷より此祓の事をかゝ行ひ給

ひ官々の人等より始めて天下人民の罪を祓はせ玉ふを

云り〇今按は此詞と上の所々は見えざる如く言を省き

て自からその意を知らせざる事多し凡て此心得を以て

讀むべきあり

高山之末短山之末

講義云天神國神もろともは高山の末

短士の末は集ひ坐て聞食はといふが如くあるがそれよ

りして祓戸神等の次々は其罪穢を受取り玉ひて根國底

國の方へ祓却りたまふありか、れば此ある高山の末短  
山の末と上あると同ト所あるものあり

佐久那太理

今按は廣瀬祭詞は云り

落多支都速川 後釋云支の下は都字落たり多支都と云は

せり下へ語續かむ故は今補へり私の本ともよと瀧津と

書り万葉は落多藝知流るゝ水のかどあり知といひ都と

云ふ差は用言へ續く時と多伎知といひ體言へつゞく時

は多伎都といふ爰は速川體言なれば多伎都といふべき

例あり〇講義云速川の瀬は川の急流ある速瀬を云かり

瀬織津比咩 後釋云瀬織は瀬下よてかの伊邪那岐神の於

中、瀬墮迦豆伎とまふと古事記にある意の御名あり倭姫

命世記は荒祭宮一座皇大神、荒魂伊弉那伎大神、所生神名

八十枉津日神也一名瀬織津比咩神是也とあり云々禍津日神を瀬織津比咩と申すはかの始めて中つ瀬に降かづき玉ふ時生坐る故よてあゝ能叶へりさてあゝそ祓物に負せて流るやりさる罪穢をまづ受取り給ふ神をればかの中瀬に下りて泉國の穢をまづ滌ぎ玉ふ事よよく當れり

荒塩之塩乃八百道云々 考云荒の荒山荒野も同じく世はかれて生かがある物を皆いふあり塩と潮あり字は拘らる八と二とも彌の意あり○後釋云八百道の潮道の多くあるを云ふ四方の海の内は爰も彼所も許多の潮道あるべし八塩道とい上の塩の八百道を承け重ねて云るあり上は八百といひて是また八とのと云

ると事違へる如く聞ゆえれとも八とのといふ時と八十も八百も八千にも涉りて廣ければ八百の塩道と云ふ同トさかり八百會とい八百の塩道の集り合ふ所をいふ方々の潮道より流れ來る潮の一所に集り合ひて海底に卷没るゝ所あり

速開都比咩 考云古事記は伊邪那岐大神生水戸神名速秋津日子神次速秋津日女神とある是なるべし○後釋云こそかの御禊の段に生坐る伊豆能賣神あり云々即ち速秋津日子速秋津日女と同神あり秋は明の借字よて明を御禊に依りて清まりさる由の御名ありさて速秋津日子速秋津日女二柱神と古事記は水戸神とあるをこゝに鹽の八百會に坐ると云るは潮之八百會に此顯國の海上の塚

よて根國の方へ潮の没行く戸口あればこれ亦彼方の水戸あり

持可々吞<sub>武</sub> 考云持の輕く添さる音あり神代紀かどよ例多し可々は其水を吞む音を云りそべて吞食ふ物の音をかぶかぶと吞むがりと喫むかといふ類多きを思ふべし

氣吹戸 後釋云戸は處あり處を斗といふ例多し氣吹戸とは此氣吹戸主神乃諸の罪穢を氣吹きやり玉ふ所の限りを泛く云るよて始め祓物を川に流し棄る處よりして終に根國に至るまでの間、廣く渡る名あり坐といへると氣吹戸といふ所の一、ある如聞ゆえれとも然らばたゞ上の二の例のまゝよ坐と云るよて別、然云ふ所の一つ有

るよあらき○講義云氣吹戸の第一の譬、科戸と云るそれと一よて天よ地よ上にも下にも物を氣吹送る風の脈を云るなり然れば高山の末短山の末より眞回垂に落瀧つ早川より大海原よ持出るも水の潤下る性よ依るといへとも此神の氣吹處より氣吹送るよ因り又大海原より根國よ運ひ送るにも此神の氣吹よ依る事水をも浪をも風の心よ任るを以知るべきなり云々

氣吹戸主 後釋云倭姬世記に多賀宮一座豐受大神荒魂也伊邪那岐神所生神名伊吹戸主神亦名神直日大直日神と見えより多賀宮の伊勢外宮の別宮なりこれを豐受の荒魂と云るは心得ねと氣吹戸主神を直毗神なりと云るの必き古き傳説なるべしこゝよ正しく叶ひていと貴し○

講義云氣吹とと大空の氣を振動かば名あるを以いふ時  
の其神は風神なるべきが如くなれども云々氣吹こそ  
風神の名なりけれ氣吹戸といふ時と其風の氣吹く所を  
云るなれはなり○今按に此事予考あれと別といふべし  
根國底國 考云根と底との同トきを二いふの文なり○後  
釋云即ち黃泉國あり抑世中の禍事ハもと黃泉國より起  
り來ることなるを祓禊ハ其罪穢の凶事を本の黃泉國へ  
歸しやるあわざよて此祓禊をる事を天津神國津神の間  
食し納るれハ此段の神たち其祓ひ棄さる罪穢の凶事を  
次第に黃泉國へ送り歸しやり給ひて世中の罪穢除こり  
清まりて凶事無き是ぞ祓禊の旨趣なりける○今按後  
釋よなほ祓戸神の功德の事委しく論れたり今は略を

とる故に舉げぎ本書を讀て知るべし

氣吹放 氏武 後釋云氣吹と氣もて吹くなり放と放ち遣る

なりさて速開都比咩よと吞といひ此神よと氣吹放と云  
るも實よ此異ありかの吞給ふと顯國の罪穢の除こり七  
るなれの吞没失ふなりこの氣吹放たまふと既よ根國の  
方に移りたるを受て根國まで遣りたまふかれと其物を  
御臭もて吹遣り玉ふなり此二の意はへ直毗神と伊豆  
能賣神とよ能く當れり

速佐須良比咩 後釋云佐須良比咩といふべきを比一つ足  
らさると凡て古言よかく同言の重なるを一つ省く例あ  
り旅人をマヒト留をトマルといふが如し○今按よ御鎮  
座傳記よ伊弉諾尊到筑紫日向小戸橋之橿原而祓除之時



云々亦洗鼻因以生神号速佐須良比賣神與素盞鳴尊合力  
座給也とあり執中抄に引る伊勢國尾崎神社記に素盞鳴  
尊御子也とあれど此の御子にあらざ別魂と聞えたり猶  
此神の事考あれと爰よと省けり別よ云べし  
持佐須良比失臣 後釋云さくらひ失ふと行方も知らざ  
成して亡シび玉ふなり流離などの字を訓む其意あり伶俚  
をも訓り  
罪止云罪不在止 後釋云不在止 被給清給事乎と次の語  
どもを隔て續く詞なり  
高天原爾耳振立且云々 後釋云高天原爾との殿造を云と  
て高天原爾千木高知と云よ同ト意よてたゞ高くといふ  
ことなり必也しも高天原まで至る由にあらざ

馬牽立乃 考云馬の耳の獸よて耳疾さ故に神等の疾く聞  
たまふ由よて被に用ること下の神賀詞に馬を擧て耳の  
爾高爾云々とあるをむかへて知らる云々  
夕日乃降 後釋云夕日之降とは夕つ方をいふ降を久陀知  
とよむ古言なり朝にることよと朝日之豐榮登爾とい  
ふ朝夕の事をかく云の古の雅言なり○今按に新庄道雄  
の大被略解といふ物に天武記に大被用物云々被柱馬一  
匹云々三代格に大被料物云々馬一匹云々と見えされの  
馬も被物に出入事あれども外物と同じく千座置座に置  
物にあらねと取分けて爰に引立る事を云るよやあらん  
といへり此説然るべくおほゆ  
四國卜部 考云卜部の解除の事を執るなれと右の事畢り

て後その祓柱ハヒツチを川邊へ持出て流しやれと仰せ玉ふなり  
又卜部ハ職員令の神祇官の下ハ卜部二十人と見え延喜  
臨時祭式ハ卜部取三國卜衛優長者伊豆五人對馬十人岐とある  
と皆神祇官の卜部なり數も令より式までひとし〇後釋  
云卜部ハ考ハ云れさる如く三國よりこそ出れ諸國より  
出たることなしされハ是ハ四國ハて四箇國の卜部なり  
四時祭式大祓御贖條ハ召中臣稱唯率四國卜部入云々宮  
内省式ハ四國卜部等云々台記別記大嘗會中臣壽詞ハも  
四國卜部云々などあるをもて知べしさるハてハ伊豆壹  
岐對馬ハ今一國と何國ぞと云ハ京ハあるを加へていふ  
なるべし此一段ハ祓の詞宣畢りて別ハ卜部ハ仰さる詞  
かりこれをも引つゞけて中臣の宣るなり〇今按ハ四國

を後釋ハは右の如く云ハれ史傳ハ三國ハ常陸を加へ  
さる也とある何も由あれと龜相記ハ對馬の上下二縣を  
分けて各一國とせる由いへり不審からぬハあらねど  
若そ彼家の古傳ならむを知り難けれハ姑く此に據てあ  
るべし又式の印本ハ四字の下ハ毛字あるハ由りて考ハ  
も論あり後釋ハも上の如く云れされど此ハ衍なり貞享  
本ハハ無き由出雲本の校異ハ見えさり  
大川道 後釋云祓物を流し棄て海原へやるハは川と其道  
なる故ハ殊ハ道とは云るあり  
退出氏祓却 後釋云退とハ京より外へ往くをいふ祓却ハ  
神祇令ハ卜部爲解除とある是也さて此段ハ初なる集侍  
親王云々の段と共ハ二季の大祓の定まりし時に加へら

れさる文なること論なり

東文忌寸云々 考云學令は東西史部云々義解云謂居在皇城左右故曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也この皇城は大和の皇居にていふ東西と東なるは河内國は居ぬ仍て此東西史をやまとかふちのふびと唱ふめり○獻横刀云々の神祇令は凡六月十二月晦日大祓東西文部謂東漢文直上祓刀讀祓詞謂文部漢音也訖百官男女聚集祓所中臣宣祓詞ト部爲解除今日の晩は先づ天皇の大御身は荒世和世の御服を奉り大御身の長を量り御幣を撫坐かど中臣まど中臣女仕奉りぬさて文部御庭は参りて刀と人形を奉り

て漢音の咒を申事終て百官の大祓もあるなり右中臣の女官主文部が事ハ式まど諸記録ともによく出されは爰まど略きて云○倭文直ハ應神天皇の御時百濟より貢せし阿直岐が末也河内の文首ハ同御時同國より貢せし王仁が末なりかくて右の如く直と首との加婆禰を賜ひしを天武天皇の御時共は忌寸をハ賜へり○講義云應神天皇紀は倭漢直祖阿知使主其子都加使主率己之黨類十七縣而來販焉とある是が子孫也古語拾遺に至於後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建内藏分取官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部とある此漸く異域者を史部は仕とせまふ始なり云々天武天皇紀は倭漢直河内漢直賜姓曰連又曰忌寸と見えざるを桓

武天皇紀よと文、息寸元有二家、東文稱直、西文稱首と見え、神祇令よ直と首を東西よ分てり、又姓氏錄よ文、息寸坂上大宿禰同祖都賀直之後也とあり、西文部と應神天皇紀よ遣上野君荒田別巫別於百濟仍徵王仁とありて、王仁者は書首等之始祖也と見え、さるをれなり。

謹請皇天上帝 考云史記の天官書よ中宮天極星其一之明者太一帝居正義に泰一天帝旁三星三公之別名○講義云皇天上帝と我古典よ皇祖天神と記されたる如く一神を指定めて申せるよとあらむ汎く天上の主宰を申せるあり云々皇國よも古く此名を用ゐて皇祖天神よ當たりそと古語拾遺よ爰從皇天二祖之詔まよ立靈時於鳥見山中云々禊祀皇天と見え神武天皇紀よ頼以皇天之威と記

され桓武天皇紀六年十一月甲寅祀天神於交野とある其祭文に告于皇上帝と見え文徳天皇紀の策命にも昊天祭といふことあり是等ハ古書よ天津神と申せるに配たる字どもなり

三極大君 講義云三台星を云るなり史記天官書正義に三公三星云々爲太尉司徒司空之象主變理陰陽主佐機務云々とある是也又太微垣にも三台星あり云々

日月星辰 講義云辰ハ時なり書洪範に五紀四曰星辰とある傳に廿八宿迭見以叙節氣とある其を云かり釋名ハ辰申也物皆

伸舒而出也とある伸と同ましく星宿の運轉して辰あるをいふ

八方諸神 講義云八方ハ方位よ拘りて云よ非ぎ有と有ゆる群神を總稱るよて我が八百万神とも八十万神とも云

よ似たり

司命司籍 考云星經に司命司祿司危司非各二星云々右各  
主天下壽命爵祿安泰危敗是非之事○天官書一四曰司命  
六曰司祿索隱曰司祿賞功進士司命主災咎○今按一考一  
祿を皆録と作り然れども天下壽命爵祿まゝ賞功進士な  
どあれば祿字なるべし但し司籍よ録の方當れと未だ  
司祿を司籍とも云るを見當らねは後日を待て正しべし  
左東王父 考云老君中經一東王父者青陽之氣也云々在蓬  
萊山○講義云師云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮太  
真東王父所治之處也とあり此太真東王父と太昊伏羲氏  
なり云々雲笈三洞部一引さる老子中經東王父の條一名  
曰伏羲とあり

右西王母 考云同經に西王母者太陰之氣也治崑崙之金城

○講義云西王母を諸書一太真西王母とも見えさるか太  
真東王父の伏羲氏なる一准へて是即ち女媧氏よてそ有  
ける老子中經一乾神号曰伏羲坤神号曰女媧と云り云々  
○今按一右と平田翁の三五本國考の説を切めさる由い  
へりさて猶多く説あれと今は凡て省けり委しくは平田  
翁の著書どもを見て知るべし

五方五帝 考云五帝内座在華蓋下覆帝座也○今按一五行

六義一皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下治於世  
次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即明堂  
所祭者也とある是あり此等の事平田翁の書ども一詳な  
れハ凡て引出せ志あらむ人を翁の書どもを見るべし

四時四氣 考云各主る星あり○講義云春夏秋冬を主る神なり云々四氣といひ四時相當に行とる、氣を云ふ春暖夏暑秋涼冬寒なる時令を云なり云々○今按よふ、猶禮記月令ある大暉入勾芒春炎帝祝融夏黃帝后土中央少暉秋顓頊玄冥冬とあるを引きこの五帝と四時の神はて四氣と勾芒等の五神を云ひ此と五方五帝の時令を行ひ給ふ亦名と聞えざりとあり猶委しきを繁を厭ひて略記せり

捧以銀人云々 講義云神祇令大祓は東西文部上祓刀とある其なり古語拾遺よも上祓大刀とありて人形の事は畧けれども此文よ依て著く且四時祭式なる大祓料物よ金裝横刀各二口金銀塗人像各二枚以上東西文部所預と見え御贖料

物よも鏡人像二枚金裝横刀二口とあるも其料なり云々請ハ神祇よ請ふなり

捧以金刀云々 考云四時祭式よ今云右講義お引る文こゝに金人銀刀をいとぬと文の略なること此式よて知らる儲その晦日の晩に文部階下よ進て右を中臣女よ付て奉る天皇御氣をかけて下し玉へる等の事式記録等よあり○講義云式よ金銀裝横刀二口とある是なり

扶桑 講義云十州記よ扶桑地方万里上有太帝宮とある是よて皇國を外國より稱せる号なりこは文部が祖先ハ漢種なる故よ彼よいふ所を其まよ用るたるなり

虞淵 講義云其地詳ならざ○今按に淮南子よ薄於虞泉是謂黃昏と文選吳都賦よ虞淵日所入也とあり

炎光 講義云十州記に岑州在南海中有火林山々中有火光  
獸云々とある是也

弱水 講義云書禹貢導弱水と見え後漢東夷傳夫餘國  
北有弱水といひ谷川士清が通證に玄中記云天下之弱者  
有崑崙之弱水鴻毛不能載之と見ゆ但おち十州記は崑崙  
云々在西海之戍地北海之亥地地方一万里有弱水とある  
に依れるならむ但し此等を東西南北の遠地を大凡と云  
ざるなれば扶桑の如きは皇國は違なけれども其餘の所  
在と甚不明なるものなり深く泥むべからず

千城百國云々 講義云四海の内平安なれとなり○考云こ  
の文部が遠祖の時より傳れる文と聞えざいと後漢  
國又の百濟などの巫祝が唱る詞は依て作りけむ皇朝は

由なきことあり云々後此祓を止められしこそいとく  
めでたけれ○講義云この何御代より初りけむ其始詳な  
らざれども漢家は古くより用る來れる所を傳へて東西  
文氏こそ私に行ひつらむを已し拾遺を引ける如く履中  
天皇御代より彼二氏内藏の出納を主り又雄略天皇御代  
に至りて其事甚盛は成て内藏大藏の簿を勘録する事は  
て有しかば其勢と大きく成つらむ故は何時となく彼が  
私事の混入て朝廷の公事のやうになれるなるべし又  
拾遺は今東西文氏獻祓太刀蓋亦此之縁也とあるを思ふ  
よそれより既にありしこと決し云々○此文漢轉ながら  
甚古く雅ひて聞ゆれども彼は見合はべき文の見えざる  
と彼は亡びて二氏は傳されるあらむ云々○今按はなほ

漢武帝の頃、成れる文ならむも知べからきとあれど固  
り證なく信ひ難ければ其説を載せき

○  
鎮火祭 考云神祇令、季夏火鎮祭義解、謂在宮城四方外  
角、下部等鎮火而祭之爲防火災、故曰火鎮、と見えさりこそ  
六月十二月晦日の夜、入て行ふ祭なり、○宮城の外角を  
大裏の四方の角なり、○講義云鎮火ハホシツメと訓むべ  
し、ホシツメとは訓むべからき大同類聚方三十一、保鎮  
と作り、○公事根源抄、鎮火祭、下部氏の火を打て宮城  
の四隅、て祭事あり、火災を防がむが爲とかや此祭禮の  
間秘術多く侍る由承り侍る、○宮城とて大裏の外廓、し  
て所謂外重あり、京城とて異なり思混ふべからき、  
廓を總て京城と云て道饗祭ハ此京ての外

と四方外角を禁秘御抄階梯、按公家被行四角四塚祭之  
時云々其四角者宮城四維是也とあるが如し云々下部等  
鎮火而祭之とあるを今日大祓を被行て天下の罪穢の除  
こり清まる時に當りて更、清火は鎮改らるゝを云なり  
○鎮火道饗二祭を四角四塚の祭といふ由公事根源抄、  
見えさり西宮記、四塚祭陰陽寮向四塚祭云々四角祭陰  
陽寮宮城四角祭云々天下有疫之時陰陽寮進支度とある  
と天下疫癘の行を、時の事、て常例とて異なりと雖  
四角祭、鎮火四塚祭、と相並び行を、稱也、但此二祭共たよ  
る所なるを其頃はやく陰陽寮に移れる神祇令ハ公事根源抄  
ハ此二祭を下部氏の行ふ由記せるハ神祇令ハ公事根源抄  
ハ但昔なほ下部の考に此式は今本に大祓鎮火道饗と  
ハ但昔なほ下部の考に此式は今本に大祓鎮火道饗と  
ハ但昔なほ下部の考に此式は今本に大祓鎮火道饗と  
次て書しハ古の書体を知らぬ者のとさなりとて次序を



改められされども四時祭式も然して先大祓次は鎮火祭  
次は道饗祭と見え齋宮式なる野宮の六月祭准十二月はも  
大祓鎮火道饗と次て全く今本の誤とも見えされば從ひ  
難きは依て今は本のまゝは閣つ云々

天下 今按ざるに謙義は天下と云ふ水穂國と云ふの異な  
る由詳は論ひされど今は引出せそは全く差別なきこと  
非るめれど猶定め難き事のあるなり

天都詞太詞事 講義云天神の太祝詞を以事依り奉り給へ  
るを此國にて天都詞といふ語を上は冠せて天の祝詞の  
太祝詞といふ云々なり云々さて其天詞の太詞は神伊佐奈  
岐伊佐奈美命より以下事教悟給支以上の文なり云々○  
今按ざるは此祝詞の文は依りて古傳説の本を神魯岐神

魯美の命以て皇孫命は事依り玉へる天津祝詞なる由平  
田翁の説ありて古史徵開題記古史傳等に見えたり此實  
は然ることなるを今は大凡人も知りさめれば爰はとえ  
引かば猶此事を別記せり

神伊佐奈伎云々 考云此二柱神の上は神と云ふ祝詞は  
例なければと神素戔嗚尊とも神天皇とも申は類の貴み言  
也○講義云神を稱辭なるが奇異なる謂なり下は付て某  
神と云ふを常なるを上は冠らせたるところをあれ其義  
は於て異なること無し

妹背 今按ざるに上古は男女相並ぶ時を夫婦はまれ兄弟  
はまれ他人はまれ男を背とひい女を妹と云ひは事委し  
く古事記傳に見えたり此は夫婦と云ふは同ト

嫁繼 講義云御合坐の事を云あり云々古事記は美斗能麻  
具波比とあり美斗は御所にて其下の久美度爾爲與而生  
子とある久美度も隱處にて夫婦隠り寝る身屋を云るは  
て此二共は彼入尋殿の用を云るなれば嫁繼の斗もそを  
云る事著ければ就處の義なること云も更なり云々○今  
按ざるは講義はなほ此幽は一義ある由論へれと予は從  
ひ難くおほゆれば引かき

國能八十國云々 今按ざるは古事記は二柱神の生坐る  
島十四島とし神代紀は八八島の生坐るは處々小  
島は潮沫の凝て成れるありとあるを此祝詞の傳は國々  
島々皆生給へる物としたり此傳々を考へ合せて思ふは  
生給へる島も最多く潮沫の成れる島も多かりしなるべ

さを紀記と其由ある島々の名をのこ傳へ此祝詞と泛く  
諸の島々を生玉へる由は云ひて潮沫の成れる事は漏れ  
たるあるべしその祝詞と固り稱辭を主とせるものなれ  
ば八十國八十島など最廣く大く云ひ述たるならむか  
新年祭の生嶋巫祭神の詞は八十は例の數多きを大凡ふ  
島々を合せていふなり八十は例の數多きを大凡ふ云ふ  
詞あて必しも八十と限れる  
に非るは能も知るは如し

八百萬神等 今按ざるは是亦稱辭にて多くの神等を云な  
り古史傳は此を青人草の祖なりとせられたれど然決め  
むと宜しからむ此事は猶いふべき事あれと爰は所狭  
ければ別は記を待つべし

麻奈弟子 考云最末の子と云はて麻奈は其之なりいと  
始をまさき至りて末をまさきと云は同なりけり

火結神 史傳云火を萬物を産成に徳ある物なる故に此神  
乎火産靈神と申はなり

美保止 記傳云御陰なり云々記中の例を考ふるに富登と  
と皆女に云れは男陰よと渡らぬ名よや云々○今按ざる

史傳よををナハゼと訓れされと予は然らトと思ふを猶  
別よいふべし

被燒 記傳云夜迦延と訓ぞ古言なる凡て被燒被燒など  
の類の禮と流とぞ古延と云ひ由と云り云々○史傳云

此神の御身やがて火よて其火やがて火産靈神なる故に  
御保止を燒かれ玉へるあり

石隱坐 考云石隱と陵墓と巖もて造れは万葉にも石隱

とも石墓よこもるともよめり○史傳云石屋を閉て幽居

まに由にて其に此度の御産の有狀のいみトからむ事を  
豫て思はし坐て其狀を男神に見せ給とトとの御心あら

びなり云々儲る石隱てふ人の死る如此と成て此お始て有し事  
内お隠すふと始りてを石隱と尋ねず此お成り云々然る

漫説ともを云ひ合へる甚も慨く長き事也あしき○今按  
るよ此事の予が考と別よ辨ふるを見るべし所狭ければ

爰よと云と也  
夜七夜晝七日 考云今本夜七日とあると例無し理も無し

仍て日を夜よ改めつ○古へ八と専ら彌の畧よ云て正數  
よ云ると甚稀なり七と専ら正數よ用ゐて凡をいへるは

かし○史傳云後よ七日七夜の齋と云と此の古事より起

りつらむ

吾平奈見給比曾 考云こと吾を見玉ふ事勿れといふ言は  
て其莫を上に先いふこと万葉其外の古書も數あるを  
多し云々○史傳云此御言を吾か幽居コウキる石屋を必きかい  
ま見も爲給ふこと勿れと約り玉へる御言なり  
吾奈妹命 記傳云女神の男神を申たまふ稱なり那と汝。勢  
の兄よて凡てを夫婦兄弟の間のとあらせ女を妹と云如  
く凡て男を尊み親みて呼ぶ稱也云々○今按ざるは妹字  
は此方の制字なること委しく玉勝間に見えたり  
此七日雨波不足氏 史傳云女神の約り玉へる七日七夜の  
日數よそ未だ足らざるは其日數の過タガを待あへ玉をきて  
なり楮その見をなとあゝ時よ既よ火を生て坐りしかば

四日五日ばかりも立ち程なりけむ

隱坐事奇止處

史傳云國々島々まゝ八百萬神等を生給ふ

時なともかく石隱坐ざりけむを此時殊更に斯カ在カしかば  
奇とも思ほしけむかし

見所行須時 史傳云見を敬語よ見をなと云さてソナ  
ハスとは見る所行を云辭なる故よ其意を得て書る物な  
り然ると石屋戸を引開きてぞ見顯し玉ひけむ

火生給氏

考云火結神を生給へり○講義云上は火結神生

給氏 御保止被燒氏と此詞の地より云るよて其次は夜七

夜日七日云々と伊邪那美命の御言也かくて此は實事を

見まへる所よて火とあると其火結神の御事なり實は

天地万物に含有せる火産靈大神にませはその御形体火

よて御坐るあるべし。○今按ぎる。古史傳。火結神と火との論あれと信け難さふとあれば記し出き猶別。云ふべし。

所燒坐。支考云給ふと坐とを分ちて書るとよし共。あがめ詞の中。分ちあり。

吾平見給。布奈講義云現今。見る所を咎めて云なり未見。ざる前より警ると上に謂る奈見給比曾なり万葉十五。和須禮多麻布奈ともあり。

見阿波多志。講義云あ。さ。ぎ。の。劇。しく不意より出て人を驚け意よてその阿波と淡女惡むなどの阿波よて物の見劣り。るやうの言なり云々。

上津國云々。史傳云上國との紀に上國此云羽播都矩備と

ありて即ち此の國土をいひ下國とそそれ。對へて國土の根底。成れる夜見國を詔へるなりさてその國。往坐。まく欲し立しと火を生給へる御有狀の見苦しさを男神の御覽し給そむ事を辱みたまひて勿見給ひと申して石屋。堅く刺隠り給へるを男神の其を訝しみ給ひて見行し。左事を耻恨と坐て男神と此。同。ト國土。坐て御面を合せ給そむ事を耻たたまふ御心の止あへ玉とぎ男神の御許を離れ下國。往まして再ひ御面を合せ給とトと思ほしての事なり云々。○講義云上。つ國と顯國を黃泉國よりいふ稱也。又海神宮より然云る例あり下。國とその黃泉國を顯國よりいふ稱なり云々。

與美都枚坂。史傳云此國土より夜見國。往く塚。ある坂

よて名義と師云平易なる由なり

心惡子 史傳云をなち火神なり下は御心一速比給波志

止爲 且と有て心惡とは此いち速比給ふ御心を詔へり云

々○講義云此心惡子と宣へれども火神を惡み給ふは非

き御稜威の究て健く剛き故はその神性を畏み給へるな

り所以は四種物を生給ひて其荒ひ坐む時よと云々して

そを和め鎮め奉れと事教へ給へるなり

反坐 氏 史傳云與美都平坂より本居坐る所は歸り坐れな

りしその地何所なり

水神菟川菜埴山姫 考云紀の一書に伊弉冉尊軻遇突智所

焦而終矣其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女云々

水神と罔象女なり菟の紀乃一書爾生天吉葛阿摩能與佐云

豆と云るよて水を汲もの也川菜は和名抄は水苔一名河

苔和名加波奈と云り今も水苔と云もの有て水を能含む

もの故植木の根を此苔にて纏ひて遠き所は贈るめり云

々古今集よかたなぐさと云も同物なりけり埴山姫は凡

ての土ならぬ埴生をよもつ神よて壁塗籠して火は備る

かよ也云々

心荒 曾波 講義云曾と爲の義なり云々考み奈の勢の誤な

云いのが

水神菟埴山姫川菜 平持 氏 云々 史傳云水神と菟を持ちと

云べきを如此云るは古文也云々水神は此を依り給へる

と此を以水を汲て火を鎮せとなり○川菜を土神に依り

給へると此と埴とを和合して火を防ぐとの御量なるべ

事教悟給<sup>草</sup> 史傳云事と言ひて言ひ教へ給へる由か又と  
字のまゝよて上件の事共を教へ悟と玉へりとのことよ  
もあるべし○今按に事依などの例を思ふよ字の如くな  
るべし  
依此<sup>氏</sup>稱辭竟奉者 講義云上なる天詞太詞事を承ていふ  
文なり祈年祭詞よ故吾睦神漏岐命神漏美命止稱辭竟奉  
止<sup>久</sup>宣とあると事状同トきを思合はべし  
皇御孫<sup>能</sup>朝廷 講義云大祓詞<sup>爾</sup>皇御孫命<sup>乃</sup>朝廷とあり此  
例よ依らば命字落たるべきかと思ふよ然らば本より無  
りし也その天皇をスメラミコトと申はべきをスメラと  
も常に申し奉ると同例なり云々

一速<sup>比</sup> 考云一速と借字にて稜威疾也云々  
給<sup>波</sup>志止爲<sup>氏</sup> 講義云此トといふ詞を將來にさる事とあ  
らトといふ意よて既よ有る事<sup>爾</sup>よ受と云る不といふ少異  
なり志字濁りて訓むべし  
明妙云々五色物<sup>乎</sup> 考云五色の絹布をいふ由既よ出まゝ  
よ四を擧はは絹布の事を云よて此四の物を五色よ染る  
なり  
天津祝詞<sup>乃</sup>太祝詞事以云々 講義云上に安國止平久所知  
食<sup>止</sup>天下所寄奉<sup>志</sup>時<sup>爾</sup>事寄奉<sup>志</sup>天都詞太詞事<sup>乎</sup>以申久  
とある結びなり云々天下を安國と統御む爲よ鎮火祭の  
神事を天神より傳へさせ玉へるを下よ至りて皇御孫の  
朝廷よ御心一速比給波志とてと云ては此よては朝廷

の事のみよして如何なる如くなれども既よ云る如く祈  
年祭詞よと天下百姓の農業を始むる事を今年二月よ御  
年初將賜としてとも皇神等の依り奉む奥津御年平云々  
など皇御孫命よ係て申せるよて其よ此よ同しく他祝詞  
の例悉く然り

○ 道饗祭 考云此祭の事神祇令よ季夏道饗祭同季冬義解よ謂  
ト部等於京城四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外來者不敢  
入京師故豫迎於路而饗過也と云へり云々京城四隅とは  
京の外廓の外の四隅なり又國よ疫病など起る時を國堺  
よて祭り京よ疫などある時の宮城の四隅よ祭る是を  
後よ四角四堺の祭といふ令よと常例をのよ舉たれば京

城四隅の祭のとなり寶龜元年六月十一日の紀よ祭疫神  
於京師四隅畿内十堺まよ同九年三月の紀よ畿内諸堺  
祭疫神と見え臨時祭式よも畿内堺十處疫神祭あり又天  
平七年八月の紀よ太宰府疫死者多云々長門以還諸國司  
守若介專齋成道饗祭祀とあり諸國よて行ふ事知るべし  
○宮城とよ内裏の外廓よて外重のことなり四堺とよ山  
城の京よてと和泉堺會坂堺大枝堺山崎堺を云と朝野群  
載よ見えよ大和京よてと奈良立田大阪吉野宇智宇多  
などの道のよてとよに十處あり○講義云四時祭式よ上  
の鎮火祭よ次て道饗祭とある細書よ於京城四隅祭と見  
えたり但臨時なるよ年中行事秘抄六月晦日の條にも鎮  
火祭道饗祭と相並載られ公事根源抄も此よ同ト其文よ



云これと疫神の祭なり毎年必ず行さるべきこと也近頃と絶て侍るよや是も卜部の人京城の四角の道にて鬼魁の他方より来るを京路に入らざらざらむ爲に路上に供物を備へて祭るなり鎮火道饗の祭をば四角四塚の祭とも申はなりとあると義解の文を釋て宣へるものなり○史傳云餘神々をば某々社前にて祭らるゝを此神とちひ其時々衢に御饗を進つりて祭り玉ふ故に此祭の稱を道饗祭とは云ならむ

高天原 爾事始 史傳云天皇の大御祖とまは邇々藝命の天降まして此御國を知れめし、事高天原に座に産靈大神天照大御神の御議に事始りて其御世治看は万の御政と即て天御祖神等の定め玉へる事のままに、行ひ給ふ

事なる故にかくハ云ふなり○講義云中臣齋詞にも皇御孫尊 波高天原 爾事始 夫云々と見えたり此は祈年祭詞に高天原 爾神留坐 皇親神漏岐命神漏美命以天社國社 止 稱辭竟奉云々とあると同一事なるを切めて云る也云々こと道饗祭の事をこと依に授けたまへるをいふなり云々皇御孫命 止 史傳云此命と皇御孫に屬る命よあらむ皇御孫の御言としてといふ意なり命てうことをつけぎとゞ皇御孫と申せること例多し楮上文を引續けて高天原に坐は御祖神等の事始め玉ひて御世知看は皇御孫の御言として稱辭竟奉ると云が如し然るを文の足らぬけなるも古文なればあり○講義云祈年祭詞に上は引る文ありて其結は故皇吾睦神漏岐命神漏美神 止 稱辭竟奉 止 宣と

ある如く今行とせ玉ふ道饗祭と高天原にて事始め玉へ  
る皇祖天神の御言の任より取行とせ玉ふ義にて祝詞の例  
大旨皆然り

大八衢 考云八と彌よて衢の数の多きを云のと八達など  
云よ泥む事勿れ云々

湯津磐村之如久 史傳云此神等の功の弘く大なることを  
湯津岩内よ譬へとた彼千引石の夜見戸よ塞れるにも係  
けて云る文なり○今按よ史傳よ此祝詞よ據て八衢彦八  
衢姫と申せと道反大神いよてゆるの夜見戸よ塞なり坐大の夜見  
戸よ塞り坐て彼國より荒び疎び來る鬼を防ぎ給ふ御靈  
を衢よ祭るより稱へ申せる御名なる由云れより猶次文  
を見るべし

八衢比古八衢比賣 今按よ此神乃御事古史傳の説右よ引  
けり誠よ然ることなり考よと古事記身曾岐の條よ見え  
たる道之長乳齒神を紀よ長道磐とあれば此神也とせら  
れたれと當り難し

久那斗 考云古事記よ於投棄御杖所成神名衢立船戸神と  
あるを紀よ投其杖是謂岐神岐神此云布といひ又黄泉條  
よ投其杖曰自此以還雷不敢來是曰岐神此本名号來名戸  
之祖神焉云々これらを合思ふに道の關となる神なり云  
々○布那斗。久那斗の音通へり○記傳云布と經久と來な  
り云々布と久とを合せて云へば此處を経て來莫と云意  
なり戸の處なり此より來莫と障留る處よ坐と神と云意  
あるべし云々

根國底國 典利云々 史傳云凡て世に在る禍事妖物の本を  
根國底國より發れるなる故に如斯といふなり○講義云  
祈年月次祭等の詞よと疎ぶる物とあり彼詞と同一御門  
神を祭る詞なるよ天之麻我都比と云神を載ざるよ此と  
同一く黄泉國の物を云るなり偕その物とと師説よ物狂  
と憑物ともいふ類の物よて汎く神を云と云れざる其如  
くよて凡て物とと何よ依らき其名指さば廣くいふ事な  
れども此なる物を黄泉國の醜女雷等なるべきこと此衢  
神の御事實よ依て知れざり○今按よ講義よなほ自てふ  
言の有無よ付ての辨あれと然ともあらトと思ゆれば取  
出せ

相率云々 考云上の御門祭よと相麻自許里とあり仍て此

一連の言の意をこよ云へり○史傳云率<sup>ヒ</sup>そ他より物を  
事よ移り乗るをいひ口會とと先の云ふことを受入れて  
それよ心を同くするを云なり故此等よ夜見より荒び疎  
び來つる妖物どものなれ事又その言ふ事よ率りて心を  
同くし給ふこと無くと先云るなり

下行者云々 史傳云かの根國より起來つる禍事妖物の下  
を行むとせば下を守り給へ上を行むとせば上を守りて  
防ぎ給へとなり

守奉齋奉 禮止 史傳云此所よかく嚴重よ齋奉れと令せ給  
へる事皇孫の御言ならむも然事ながら始よ高天原に事  
始<sup>豆</sup>といひ終よ天津祝詞の太祝詞事以稱辭竟奉とある  
とを合せて考るよ天降坐と時よ天神の此神等を祭らむ

時、如斯云へと詔傳へ座る太祝詞言のまゝ、よてそれ即  
て天神の御神、令せ給へる御言あるべくぞおもはるゝ  
そと上よと皇神と申し御名者白豆と云ひ下よと聞食氏  
云々幸給へ云々齋給へと云々かと云る文ども、掛合そ  
ぎ此文のといと嚴重あるを以熟く文意を考ふべしさて  
守奉齋奉と皇御孫命をあり○講義云齋と令義解よ過止  
也とある過の字よ當れり齋と物事を忌清る意よて少く  
も限こしき所なきを云ふ云々彼夜見國ハ醜けく穢き國  
よて其國神と醜めき穢き神なれば其國の事よ交りその  
國の神よ口會て曲る時と國も家も身も穢るゝ事あるが  
故よ其事の無きを齋といふ事可ま怜なきことなりかし奉れ  
とあると塞神よ令さる御命なればなり

堅磐爾常磐爾 今按よ講義よ此語と御壽の方よ預り給ふ  
神ならぬよと猥よ申さぬ事と聞えさりとて例どもを引  
出さり然る事ととおほゆれど少か思ふ旨あれば引かぎ  
又親王云々 講義云道饗祭と神祇令義解よ於京城四隅道  
上而祭之とあれば天皇と申れよ及ばせ親王諸王諸臣及  
百官人等始京師よ住ふ限の人の爲のこの事なる可かん  
めるを天下公民を載さると京師四隅の外なるを以推れ  
時の打合とさる心ちのさる事なれども云々この道饗祭  
の朝廷のこの御事よとあらせ天下公民よ至るまでも凡  
て外より來らむ鬼魅よ相交り相口會ふまどくその爲よ  
行とせ給ふ事なれば其塚よ坐る障神等の次々道送り出  
し更よ來らむと悉くよ防ぎ過め給ふ御事よなむありけ

る云々

平氣久齋給 講義云上ノ夜守日守ノ守奉齋奉とある齋  
て諸の災殃無く平安なるをいふ事なり萬葉十五ノ伊波  
比麻都良牟とそ久佐麻久良多妣由久比等 平伊波比之底  
云々とよめるも道中の無恙を伊波布と云かり此もさる  
意なり

神官 考云こゝと祭を預り行ふ卜部を云

天津祝詞云々 講義云上に大八衢 爾湯津磐村之如久より  
齋奉禮止とある以上の文よて其より下なると當今行と  
せ給ふ祝詞の文なるものなり○臨時祭式ノ八衢祭と云  
あり是亦此障神等を祭るならむと思ふよそと下ノ遷却  
崇神詞あるその幣物を舉たる也云々 此事猶委し其八衢  
此下に云り其八衢

祭と云名よかり混れ易き事なる  
故に少か驚かしおくもなる

明治十五年十一月十四日出版御届

著述人

東京府士族

久保季茲

東京四谷區四谷  
須賀町州二番地

出版人

同

平田胤雄

東京本所區柳島  
横川町十一番地

定價四十一

